

平成19年7月23日

各位

会社名 株式会社ニイタカ
本社所在地 大阪市淀川区新高1-8-10
代表者名 代表取締役社長 森田千里雄
(コード番号4465 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 奥山 吉昭
TEL(06)6391-3225

会社の支配に関する基本方針及び 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、本日開催された取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます）を以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本プランは、平成19年8月24日開催予定の第45回定時株主総会において株主の皆様の承認が得られることを条件に発効することとし、有効期限は平成22年8月に開催予定の第48回定時株主総会の終結の時までといたします。

本プランを決定いたしました取締役会には、監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成19年5月31日現在、当社の筆頭株主である株式会社ナイスエージェンシー（同社は当社役員の持株会社であり、役員はすべて当社の役員が務めております。また、同社の株主も当社の役員です）は当社の議決権の20.2%に相当する株式を保有しておりますが、安定株主として当社と友好的な関係にあります。

また、本日現在、当社株式の大規模買付行為等の具体的な提案は一切なされておりませんので念のため申し添えます。

会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これら株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は

これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定しました上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

１．「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は、昭和38年の設立以来、常にお客様第一に徹し、フードビジネス業界に向けて、最適な製品・サービスを提供し、最高のお客様満足を得られるように努めてまいりました。外食・中食を合わせたフードビジネス業界は、消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化により、競争が激化しております。そうした中で、当社は、外食店、ホテル・旅館、食品加工工場などを営まれるお客様に対して、ニーズに合致した高品質の製品の開発に加え、製品とノウハウを組み合わせたシステムの提案・提供をおこなっております。

また、当社では、経営理念を「四者共栄」と定め、高品質・高使用価値の製品・サービスをフードビジネス業界に提供することを通じ、「取引先とユーザー」のお役に立ち、「株主と会社」に利益をもたらし、「社員とその家族」を幸せにすると同時に、「地域社会」に貢献し、社会に信頼され、発展する企業を目指しております。なお、当社は、早くから環境に配慮したモノづくりをおこなってまいりました。環境重視のこの考えは、製造現場の工場に至るまで徹底しております。

当社は、企業価値の向上を図るため、平成19年度を初年度とした中期経営計画「NIPQ」(Niitaka Innovation Plan Q)を推進しております。

中期経営計画においては、当社を取り巻く経営環境が、企業間競争の激化、顧客ニーズの高度化等により、一層厳しくなっている中、「質を強化し、質から量への転換を図る」をメインテーマとし、製品力の強化 競争力の強化 組織力の強化 事業範囲の拡大を基本方針に掲げております。あらゆる業務の「質」向上を追求して製品企画・開発力、営業力、生産性を高め、業界No.1の品質・コストパフォーマンスの製品・サービスを提供することを至上命題とし、さらなる企業価値向上に取り組んでまいります。

２．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会、監査役会、監査法人、監査室、内部通報制度及びCSR委員会を設置し、各組織機関が相互に連繋し、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行っております。

当社はこれらの取組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

現時点において、当社役員及びその関係者等の当社株式における保有比率は30%以上となっておりますが、それら株主の事情により当社株式の譲渡その他の処分をしていく可能性も否定できません。また、当社が設備投資資金の調達等、資金調達を資本市場に求める際には、流通する株式の増加とともに、それら株主の株式保有比率が低下することも予想され、当社企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大量買付が行われる可能性も否定できないものであります。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。本プラン全体の概要については別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)をいいます。

また、大規模買付行為は、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととし、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。

なお、平成19年5月31日現在、当社の筆頭株主である株式会社ナイスエージェンシーは当社の議決権の20.2%に相当する株式を保有しておりますが、安定株主として友好的な関係にあり、現時点では本プランの対象とは致しません。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします)及びその共同保有者(同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)

または、

- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の2第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします)も加算するものとします)を、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の2第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置することといたしました（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください）。当社取締役会は、対抗措置の発動についての決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置の是非について勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。設置当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3をご参照下さい。

注4：社外有識者とは

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

（1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所
設立準拠法
代表者の氏名
国内連絡先
提案する大規模買付行為の概要等

（2）必要情報の提供

取締役会は、上記（1）の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の可能性等を含みます）
買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます）
大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付者の買付提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。なお、取締役会が、大規模買付者からの必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に行うとともに、速やかにその旨を開示いたします。

（３）取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと開示した日の翌日から起算して、最長６０日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最長９０日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為についての評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

５．大規模買付行為がなされた場合の対応

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます）等の、当社の株券等の売却に関する株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合

その他、 から に準ずるまたは類する場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

（３）対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記（１）のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（１）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、

独立委員会は当該大規模買付行為及び取締役会意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について上記４．(３)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。また、上記(２)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(４) 対抗措置発動の停止等について

上記(１)または(２)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの事情により対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、新株予約権無償割当の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けただけで、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けただけで、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います)することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

６．本プランが株主・投資家に与える影響等

(１) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記５．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(２) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記５．に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に

応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

（３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は新株予約権の引受けの申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当を受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です）。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

７．本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、平成１９年７月２３日開催の当社取締役会において、平成１９年８月に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）で承認されることを条件に発効することとして決議されました。本定時株主総会で株主の皆様にお諮りする本プランの有効期間は３年間（平成２２年８月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については３年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

本プランの廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得たうえで、本定時株主総会における株主の皆様の本プラン導入に対するご承認の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合、株主の皆様が不利益を与えない場合等を含みます）において、本プランを修正し、または変更する場合があります。

あります。

当社は、本プランが継続、廃止または変更等がなされた場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 1. 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての判断に対する勧告が、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その勧告の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、上記 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」に記載したとおり、本定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、毎年の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プラン

は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以 上

(ご参考)

当社株式の状況(平成19年5月31日現在)

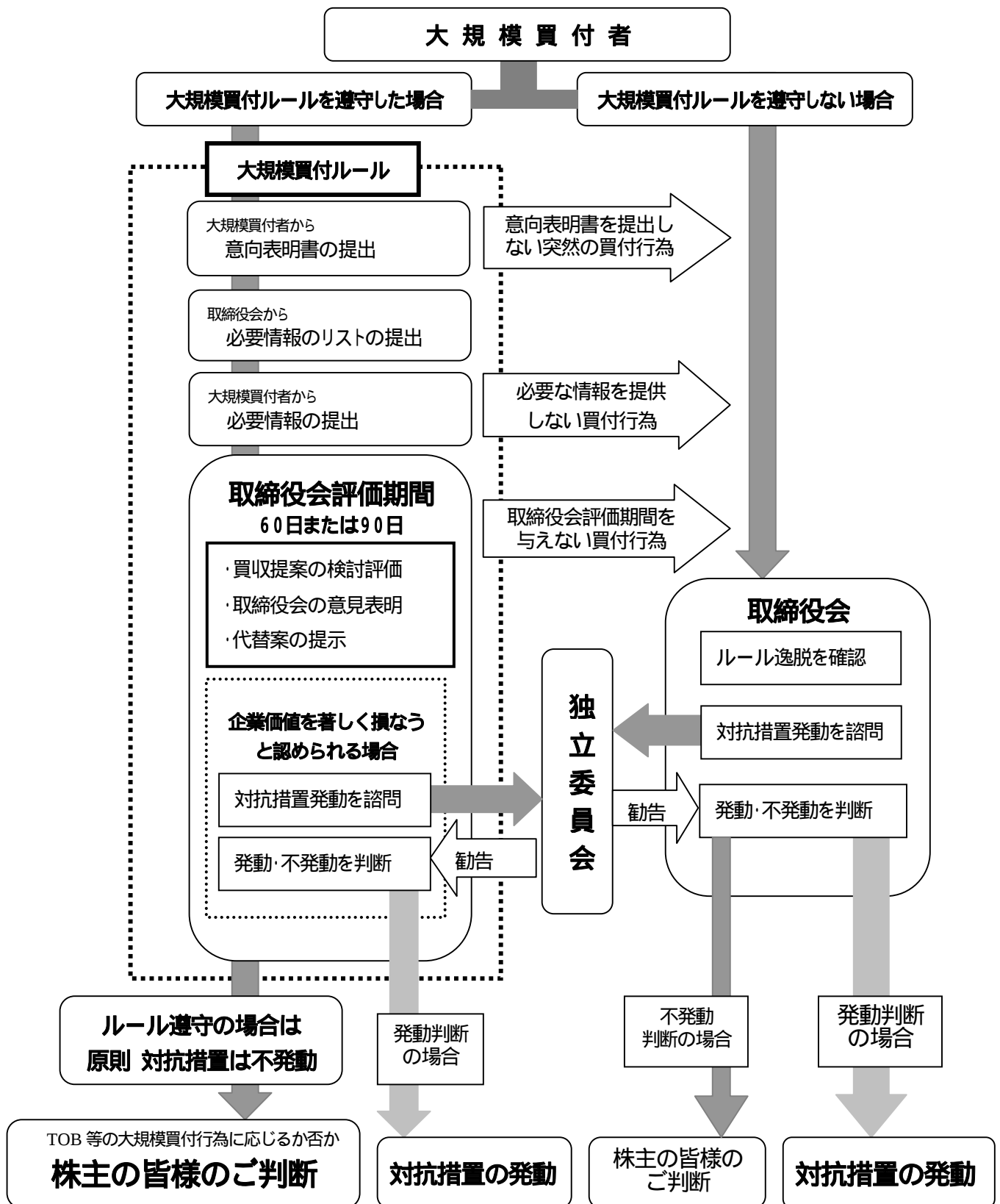
1. 発行可能株式総数 16,900,000株
2. 発行済株式総数 5,943,052株
3. 株主数 3,910名

4. 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
	株	%
株式会社ナイスエージェンシー	1,200,647	20.2
ニイタカ社員持株会	515,109	8.6
森田 千里雄	169,959	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	135,600	2.2
阪本薬品工業株式会社	110,990	1.8
大日製罐株式会社	110,990	1.8
中西 徳美	100,030	1.6
商工組合中央金庫	85,800	1.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	82,500	1.3
エフエスビー バンク ピーエルシー アカウント アトランティス ジャパン グローブ ファントム	80,300	1.3

注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)



独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

新美 治一

昭和 57 年	4 月	福島大学経済学部教授
昭和 62 年	10 月	福島大学行政社会学部教授
平成元年	10 月	福島大学行政社会学部長
平成 11 年	4 月	名古屋経済大学法学部教授
平成 12 年	4 月	名古屋経済大学法学部長
平成 12 年	5 月	名古屋経済大学大学院法学研究科教授（現任）
平成 18 年	8 月	当社社外監査役（現任） （現在に至る）

川口 正之

昭和 36 年	3 月	テイカ㈱入社
平成 2 年	6 月	同社取締役資材部長
平成 8 年	6 月	同社常務取締役
平成 11 年	6 月	同社代表取締役専務取締役 テイカ倉庫㈱顧問 テイカ商事㈱取締役
平成 13 年	6 月	テイカ㈱顧問 テイカ倉庫㈱代表取締役社長 テイカ商事㈱代表取締役社長
平成 15 年	3 月	朝日商運㈱代表取締役社長
平成 17 年	8 月	当社社外監査役（現任） （現在に至る）

竹村 聡

平成 4 年	4 月	監査法人伊東会計事務所入所
平成 10 年	7 月	ペガサス監査法人入所
平成 14 年	6 月	ペガサス監査法人退職
平成 14 年	7 月	公認会計士 竹村聡事務所開業 （現在に至る）
平成 19 年	8 月	当社社外監査役就任予定

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び新株予約権の発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上